

令和元年度 第 1 回 全国健康保険協会愛媛支部評議会 議事概要

令和元年度愛媛支部第 1 回評議会が開催されました。その概要は以下のとおりです。

開催日時：令和元年 7 月 22 日（月） 14：00～16：00

開催場所：東京第一ホテル松山 2 階 瑞穂の間

《議題》

第 1 号議案：平成 30 年度決算見込みについて

第 2 号議案：平成 30 年度愛媛支部事業報告

出席者 藤田評議員、小田巻評議員、越智評議員、村田評議員、大政評議員、和泉評議員、森口評議員（7 名）

1. 平成 30 年度決算見込みについて

事務局より資料に基づき、決算のポイント、決算及び主要計数等の推移について説明。

評議員からの質疑・意見等は以下のとおり。

（事業主代表）

退職者給付拠出金とは何か。また、廃止により協会けんぽの支出が減ったということですか。

（事務局）

国保加入者のうち 65 歳未満の老齢年金受給者の給付を被用者保険から拠出する制度があったが、これが廃止され、協会の支出が減っています。

（被保険者代表）

高額医薬品が保険適用となると負担が大きくなると思うが、それに対する対応は検討されているか。

（事務局）

高額医薬品を個人に負担させることは難しく、保険適用すべきと考える。一方で、湿布薬等の軽傷用医薬品は保険適用から外すべきだと考えており、そういった意見を健康保険組合連合会と連名で発信している。

（学識経験者）

地域差分のところは、みんなで医療費を抑えた分が返ってくるということだと思うが、加入者はそれをどこまで理解されているか。自分たちが健康でいて医療費を抑えることができれば、保険財政に影響が出ることは理解されていると思うが、意識づけのためには、単年度でどれだけメリットが出ているかを理解してもらう必要があるのではないか。

(事務局)

事業所に対しては、保険料が決定となった際に、その要因も含めて広報している。加入者に対しても保健事業やセミナー等において、理解してもらえるよう努めている。

(事業主代表)

支出の「その他」が 500 億円程度増加しているが、要因は何か。

(事務局)

国の精算分として返還する金額が 400 億円以上あった。その他、協会の一般事務経費・業務経費が増加している。

(被保険者代表)

給付抑制の取り組みについて、例えばジェネリック医薬品推進事業で、具体的な成果がわかれば教えていただきたい。

(事務局)

大きな取り組みの一つとしてジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しているが、平成 29 年度の実績として、全国で効果額 435.6 億円、愛媛支部でも 5.5 億円の効果額が出ている。

(事業主代表)

高額医薬品がどのくらい支出として使われているか分かるか。その後もどれくらい増えていくかが見込める。

(事務局)

途中で薬価が大きく下げられたこともあり、見込みは立てるのは難しい。

(学識経験者)

後期高齢者の支援金について、協会けんぽの保険財政に大きく影響しているところであるが、75 歳以上となると医療制度は分けられているので、そこで医療費が多くかかってしまえば拠出金が多くなり、協会けんぽの保険財政を圧迫してくることとなる。後期高齢者医療制度に対して医療費を抑えてもらうように働きかけできる場はあるのか。

(事務局)

県単位で懇話会がある。現役世代も医療費を下げる取り組みを行っているので、高齢者の方にも健康診断を受けていただくとか、ジェネリック医薬品を利用していただくよう意見発信をしている。また、後期高齢者医療制度の自己負担割合や国庫負担も見直しすべきではないかとの意見を発信している。

(被保険者代表)

協会けんぽは、比較的若い加入者が多いと思う。いずれ国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行していくこととなるが、若いうちからしっかり健康を維持できるよう取り組みを行ってほしい。

(事務局)

決算についてご了承いただけますか。

(評議員)

異議なし

2. 平成 30 年度 愛媛支部事業報告

事務局より資料に基づき、平成 30 年度事業報告について説明。評議員からの質疑・意見等は以下のとおり。

(被保険者代表)

多受診者対策で、1 か月 15 枚以上のレセプトがある方は、同じような医療機関を受診しているのか。

(事務局)

精神系の医療機関に受診しているケースが多い。

(事業主代表)

文書を送付して効果はあるのか。

(事務局)

ー昨年までは、送付後にレセプト枚数が減っていくことが多かったが、昨年は、一旦レセプト枚数が減っても、また増えてくるケースが出てきたため対応に苦慮している。

(学識経験者)

労災への切り替えについて、被扶養者の方は、制度を理解していない場合が多く、気づかず健康保険を使ってしまうことが多いかと思うが、被扶養者も対象となるのか。

(事務局)

例えば、大学生がアルバイト中に怪我をされた場合、本人の意思や雇い主の都合に関係なく業務中の怪我であれば労災適用になる。負傷原因を照会し、回答を得た結果、労災に該当するケースが月に数件はある。

(学識経験者)

労災に該当するかしないかの判断はどこがしているのか。

(事務局)

最終的には労働基準監督署が判断するため、労働基準監督署への相談を案内する。

(学識経験者)

本人に労働基準監督署へ相談に行ってもらえるのか。

(事務局)

本来は事業主が対応すべきであるが、対応してくれない場合は、本人に労働基準監督署への相談を依頼するケースもある。

切り替える方法については、「医療機関から保険診療の請求を取り下げてもらい、あらためて労災へ医療費を請求してもらう」方法と、「協会けんぽの負担した医療費を本人に一度返還してもらい、その後、労災へ請求してもらう」方法がある。

(被保険者代表)

本人への負傷原因照会は、病名により判断するのか。

(事務局)

骨折等、外傷系の病名がついているレセプトを抽出して照会文書を送付している。

(事業主代表)

事業主の隠ぺいが疑われるようなケースは、労働基準監督署から指導が入るのか。

(事務局)

被保険者であれば勤務先が分かっているので、協会から事業主への接触ができるが、被扶養者の場合は、勤め先が分からないため本人に対応いただくことになる。

(被保険者代表)

資格がない保険証を使用したことによる債権が多く発生しているが、どのような取り組みをされているのか。

(事務局)

事業主向けの広報チラシを配布するほか、資格喪失届の提出先が年金事務所になるため、年金事務所に対して回収に努めていただくよう依頼をしている。また、保険証を添付できない場合は添付不能理由書の提出が必要であるが、その情報を年金事務所よりいただき、協会けんぽから電話勧奨等を行っている。

(学識経験者)

弁護士名で催告することで、債権回収にどのくらいの効果があるのか。

（事務局）

送付対象者のうち 2 割程度は回収できている。

（事業主代表）

最近、薬局の方とお話をする機会があったが、子供の薬を処方する際に母親から「本物がほしい」と言われ、ジェネリック医薬品を利用していただけでないケースが多くあるとのことであった。医療助成によって自己負担がないことが理由に上がると思うが、医療助成はジェネリック医薬品に限るなど法改正できないものか。

（被保険者代表）

少子化の問題もあって難しい。松山市も医療助成の対象年齢を引き上げる決定をしている。しかしながら、やはり医療助成にはジェネリック医薬品を使用させるなどの制限が必要かもしれない。

（事務局）

今年度は、各市町の子育て支援課にリーフレットを置かせていただくという事業計画を立てている。日本の医療制度維持のためにジェネリック医薬品に切り替えてほしいということを訴えたい。

（学識経験者）

データヘルス計画のランチセミナーについては、非常にいい取り組みだと思っていたが、申込みがなかった理由についてどう分析されているか。

（事務局）

特定保健指導を利用していただけないところは、比較的健康に関心が薄い可能性が高いが、あえてそういった事業所をターゲットにしたことが大きな要因であると考えている。また当初、県内全域で配達可能な業者をあたっていたが、業者の決定が遅れ、配達可能な地域も限定されてしまったことも要因のひとつであった。今年度は「健康づくり推進宣言」をされている事業所に対して、宣言の特典として案内をする予定である。

（学識経験者）

引き続き、健康に対する意識が低い事業所に対しても、意識を高めてもらうよう働きかけをお願いしたい。

（事業主代表）

保険料率の試算表について、設定条件が大まか過ぎて不安を覚える。例えば外国人労働者のシミュレーションなど、もう少し細かい数字を加えたものの作成を検討いただきたい。

3. 連絡事項について

次回評議会は、令和元年 10 月に開催予定。

以上